

# 測量業務共通仕様書

平成17年4月

宇 治 市

## 目 次

|                  |   |
|------------------|---|
| 第 1章 総則          | 1 |
| 第 1条 適用          | 1 |
| 第 2条 用語の定義       | 1 |
| 第 3条 業務の着手       | 2 |
| 第 4条 測量の基準       | 2 |
| 第 5条 業務の実施       | 3 |
| 第 6条 設計図書の支給及び点検 | 3 |
| 第 7条 監督職員        | 3 |
| 第 8条 主任技術者       | 3 |
| 第 9条 担当技術者       | 3 |
| 第10条 提出書類        | 3 |
| 第11条 打合せ等        | 4 |
| 第12条 業務計画書       | 4 |
| 第13条 資料等の貸与及び返却  | 5 |
| 第14条 関係官公庁への手続き等 | 5 |
| 第15条 地元関係者との交渉等  | 5 |
| 第16条 土地への立入り等    | 5 |
| 第17条 成果品の提出      | 6 |
| 第18条 関係法令及び条例の遵守 | 6 |
| 第19条 検査          | 6 |
| 第20条 修補          | 6 |
| 第21条 条件変更等       | 7 |
| 第22条 契約変更        | 7 |
| 第23条 履行期間の変更     | 7 |
| 第24条 一時中止        | 7 |
| 第25条 発注者の賠償責任    | 8 |
| 第26条 受注者の賠償責任    | 8 |
| 第27条 部分使用        | 8 |
| 第28条 再委託         | 8 |
| 第29条 成果物の使用等     | 9 |
| 第30条 守秘義務        | 9 |
| 第31条 安全等の確保      | 9 |

## 第1章 総則

### 第1条 適用

- 1 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、宇治市及び宇治市水道部の発注する測量業務に係る測量・調査業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間には相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、請負者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 現場技術業務、設計業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

### 第2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は次の各項に定めるところによる。

- 1 「発注者」とは、宇治市長及び宇治市水道管理者をいう。
- 2 「請負者」とは、測量業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 3 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、請負者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
- 4 「検査職員」とは、測量業務の完了の検査に当たって、契約書第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- 5 「主任技術者」とは、測量業務の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき請負者が定めた者をいう。
- 6 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、請負者が定めた者をいう。ただし、測量作業における「担当技術者」は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
- 7 「高度な技術と十分な実務経験を有する者」とは、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
- 8 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 9 「契約書」とは、別冊の「測量・調査業務等委託契約書」をいう。
- 10 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 11 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- 12 「共通仕様書」とは、各測量業務に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。
- 13 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 14 「現場説明書」とは、測量業務の入札に参加する者に対して発注者が当該測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。

- 15 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- 16 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 17 「指示」とは、監督職員が請負者に対し、測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させることをいう。
- 18 「承諾」とは、請負者が監督職員に対し書面で申し出た測量業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 19 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議することをいう。
- 20 「提出」とは、請負者が監督職員に対し、測量業務に係わる書面又はその他の資料を説明し差し出すことをいう。
- 21 「報告」とは、請負者が監督職員に対し、測量業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 22 「通知」とは、発注者又は監督職員が請負者に対し、あるいは請負者が発注者若しくは監督職員に対し、測量業務に関する事項について書面をもって知らせること
- 23 「請求」とは、発注者又は請負者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- 24 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 25 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 26 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合はテレックス、電信及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- 27 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務の完了を確認することをいう。
- 28 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者と監督職員が面談により業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 29 「修補」とは、発注者が検査時に請負者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に、請負者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 30 「協力者」とは、請負者が測量業務の遂行に当たって再委託に付する者をいう。
- 31 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
- 32 「申し出」とは、請負者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。

### 第3条 業務の着手

請負者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量業務の実施のため監督職員との打合せ又は現場踏査を開始することをいう。

### 第4条 測量の基準

測量の基準は、国土交通省の定める公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準（以下「規程」という。）第2条の規程によるほかは、監督職員の指示によるものとする。

## 第5条 業務の実施

測量業務は、「規程」により実施するものとする。

## 第6条 設計図書の支給及び点検

- 1 請負者からの要求があり監督職員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、請負者の負担において備えるものとする。
- 2 請負者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督職員は、必要と認めるときは、請負者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

## 第7条 監督職員

- 1 発注者は、測量業務における監督職員を定め、請負者に通知するものとする。
- 2 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
- 4 監督職員がその権限を行使するときは書面により行うものとする。  
ただし、緊急を要する場合その他の理由により、監督職員が請負者に対し口頭による指示等を行った場合には、請負者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で請負者にその内容を通知するものとする。

## 第8条 主任技術者

- 1 請負者は、測量業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 主任技術者は、契約図書等に基づき測量業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
- 3 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能でなければならない。
- 4 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し業務を実施しなければならない。
- 5 請負者又は主任技術者は、屋外における測量業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに測量業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

## 第9条 担当技術者

- 1 請負者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）  
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
- 2 担当技術者は、契約設計図書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

## 第10条 提出書類

- 1 請負者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額（以下「契約金額」という。）に係る請求書、請負代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。

- 2 請負者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、請負者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 請負者は、契約時又は完了時において、契約金額500万円以上の業務について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は完了後10日以内に、測量調査設計業務実績情報サービス(T E C R I S)に基づき「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより、又は公衆回線を通じてオンラインで提出しなければならない。  
また、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない

#### 第11条 打合せ等

- 1 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡を取り測量業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度請負者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 2 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について請負者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 3 請負者は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかななければならない。  
また、請負者は、業務完了時(完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点)には、支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。
- 4 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議するものとする。

#### 第12条 業務計画書

- 1 請負者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - (1) 業務概要
  - (2) 実施方針
  - (3) 業務工程
  - (4) 業務組織計画
  - (5) 打合せ計画
  - (6) 成果品の内容、部数品質を確保するための計画
  - (7) 成果品の内容、部数
  - (8) 使用する主な図書及び基準
  - (9) 連絡体制(緊急時含む)
  - (10) 使用する主な機器
  - (11) その他
- 3 監督職員は、提出された業務計画書を検討の上、修正の必要を認めた場合には主任技術者と協議の上修正させることができるものとする。

- 4 請負者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度監督職員に、変更業務計画書を提出しなければならない。

#### 第13条 資料等の貸与及び返却

- 1 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を請負者に貸与するものとする。
- 2 請負者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、ただちに監督職員に返却するものとする。
- 3 請負者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、請負者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 請負者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については複写してはならない。

#### 第14条 関係官公庁への手続き等

- 1 請負者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また請負者は、測量業務を実施するため関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 請負者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

#### 第15条 地元関係者との交渉等

- 1 契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、請負者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、請負者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 請負者は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 請負者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 請負者は、測量業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより地元協議等に立会するとともに説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 請負者は、前項の地元協議により既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて変更するものとする。  
なお、変更に要する期間及び経費は発注者と協議の上定めるものとする。

#### 第16条 土地への立入り等

- 1 請負者は、屋外で行う測量業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第13条の定めに従って監督職員及び関係者と十分な協調を保ち、測量業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

- 2 請負者は、測量業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。  
なお、第三者の土地への立入りについて当該土地占有者の許可は発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は請負者はこれに協力しなければならない。
- 3 請負者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、特記仕様書に示す他は監督職員と協議により定めるものとする。
- 4 請負者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し、身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、請負者は、業務終了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

#### 第17条 成果品の提出

- 1 請負者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し検査を受けるものとする。
- 2 請負者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は、履行期間途中においても成果品の部分引渡しを行うものとする。
- 3 請負者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系(SI)を使用するものとする。なお、従来単位を併記してもよい。

#### 第18条 関係法令及び条例の遵守

請負者は、測量業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

#### 第19条 検査

- 1 請負者は、契約書第31条第1項の規定に基づき業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務づけられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
- 2 発注者は、測量業務の検査に先立って請負者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において請負者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は請負者の負担とする。
- 3 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 測量業務成果品の検査
  - (2) 測量業務管理状況の検査測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

#### 第20条 修補

- 1 請負者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、請負者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が請負者の責に帰すべきものでない場合は、異議申し立てができるものとする。
- 3 検査職員が、修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
- 4 検査職員が、指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を請負者に通知するものとする。



## 第21条 条件変更等

- 1 監督職員が、請負者に対して測量業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
- 2 請負者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
  - （1） 第15条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合
  - （2） 天災その他の不可抗力による損害
  - （3） その他、発注者と請負者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合

## 第22条 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務等の契約の変更を行うものとする。
  - （1） 測量業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
  - （2） 履行期間の変更を行う場合
  - （3） 監督職員と請負者が協議し、測量業務履行上必要があると認められる場
  - （4） 契約書第30条の規定に基づき、契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
- 2 発注者は、前項の場合において変更する契約図書は、次の各号に基づき作成するものとする。
  - （1） 第20条の規定に基づき監督職員が請負者に指示した事項
  - （2） 測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
  - （3） その他発注者又は監督職員と請負者との協議で決定された事項

## 第23条 履行期間の変更

- 1 発注者は、請負者に対して測量業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び、測量業務の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 請負者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、請負者は速やかに業務工程表を修正し、提出しなければならない。

## 第24条 一時中止

- 1 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は請負者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
  - （1） 第三者の土地への立入り許可が得られない場合

- (2) 関連する他の業務の進捗が遅れたため測量業務等の続行を不相当と認めた場合
  - (3) 環境問題等の発生により測量業務の続行が不相当又は不可能となった場
  - (4) 天災等により測量業務の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、請負者、使用人並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
  - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、請負者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、測量業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、請負者は測量業務の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

#### 第25条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条規定にする一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合

#### 第26条 請負者の賠償責任

請負者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について請負者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第41条に規定するかし責任にかかる損害
- (3) 請負者の責により損害が生じた場合

#### 第27条 部分使用

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき請負者に対して成果品の全部又は一部の使用を請求することができるものとする。
- (1) 別途測量業務等の用に供する必要がある場合
  - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 請負者は、部分使用に同意した場合は部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

#### 第28条 再委託

- 1 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、請負者はこれを再委託することはできない。
- (1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
- 2 請負者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては発注者の承諾を必要としない。
- 3 請負者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

- 4 請負者は、測量業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。  
なお、協力者は、宇治市入札参加資格者名簿に登録されている者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

#### 第29条 成果品の使用等

- 1 請負者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で成果品を発表することができる。
- 2 請負者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

#### 第30条 守秘義務

- 1 請負者は、契約書第1条第5項の規定により業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 請負者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第28条第1項の承諾を得た場合はこの限りではない。

#### 第31条 安全等の確保

- 1 請負者は、使用人等（協力者又は代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 2 請負者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - （1） 請負者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達平成13年3月29日）を参考にして、常に測量の安全に留意し、現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。
  - （2） 請負者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
  - （3） 請負者は、測量業務実施中、管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
- 3 請負者は、特記仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り測量業務実施中の安全を確保しなければならない。
- 4 請負者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り指導、監督に努めなければならない。
- 5 請負者は、屋外で行う測量業務の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 6 請負者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - （1） 請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。

- (2) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 請負者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
- (4) 請負者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (5) 請負者は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は板囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
- 7 請負者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- 8 請負者は、屋外で行う測量業務の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 9 請負者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。